

議員提出第10号議案

神戸市市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例の件

神戸市市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例を次のように制定する。

令和2年6月17日提出

提出者 神戸市会議員

高橋としえ	住本かずのり	外海開三
三木しんじろう	黒田武志	山本のりかず
ながさわ淳一	さとうまちこ	辻康裕
川口まさる	高橋ひでのり	香川真二
前島浩一	諫山大介	

神戸市市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例

令和2年7月分から令和3年6月分までの議員報酬月額に係る神戸市市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年10月条例第24号）第2条第1号から第5号までの規定の適用については，同条第1号中「1,140,000円」とあるのは「912,000円」と，同条第2号中「1,040,000円」とあるのは「832,000円」と，同条第3号中「960,000円」とあるのは「768,000円」と，同条第4号中「945,000円」とあるのは「756,000円」と，同条第5号中「930,000円」とあるのは「744,000円」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

（適用範囲）

- 2 本則の規定にかかわらず，議員報酬月額を基礎として支給額を決定する期末手当の算定については，神戸市市会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例第2条第1号から第5号までに規定する議員報酬月額によるものとする。

(この条例の失効)

3 この条例は、令和3年6月30日限り、その効力を失う。

理 由

本市市会議員の議員報酬月額の減額を行うに当たり、条例を制定する必要があるため。